

岡山市告示第 266 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 3 月 19 日

岡山市長 大 森 雅 夫

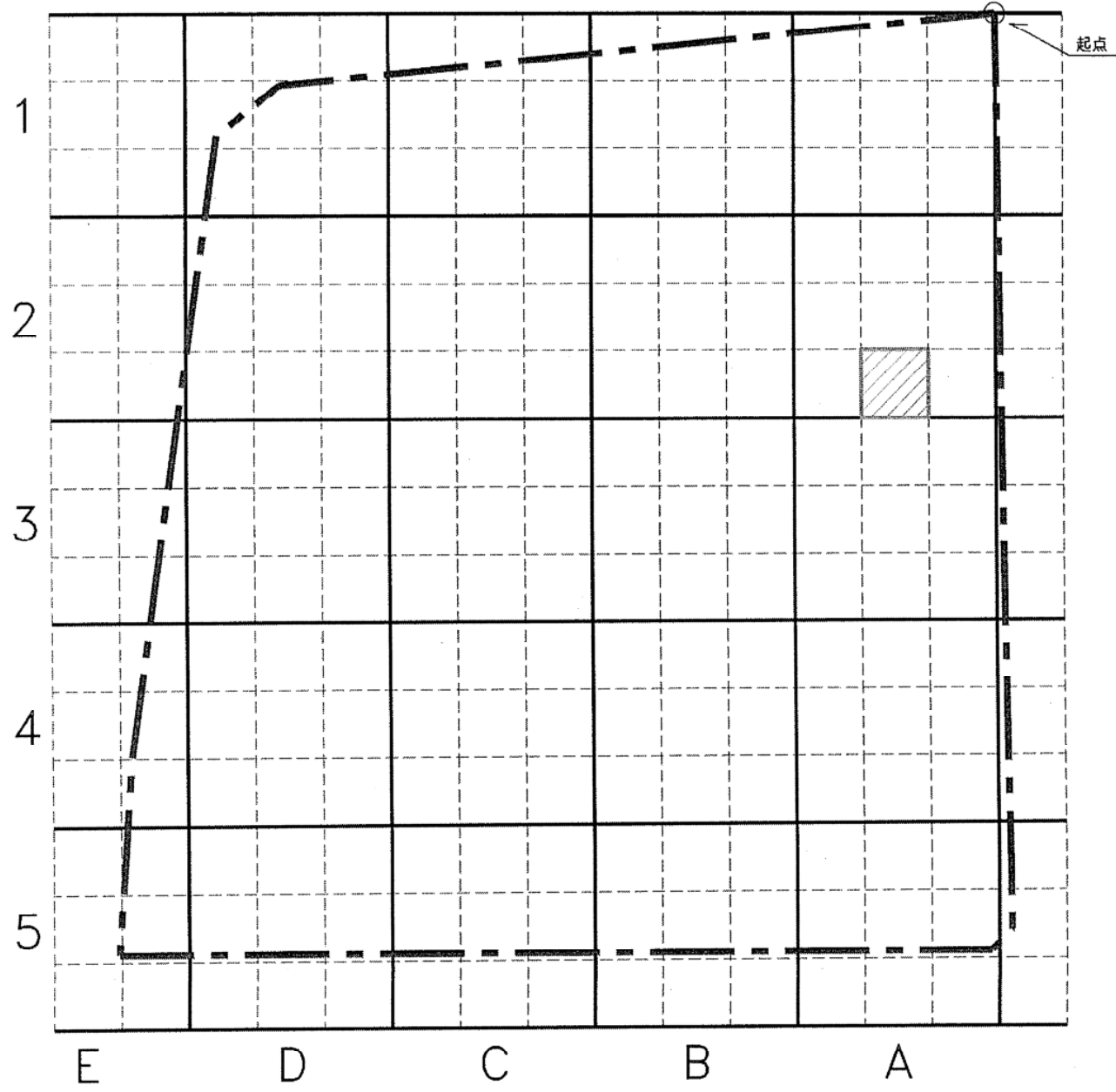


1 指定する区域

岡山市東区西大寺川口字大勢池 425 番 6 の一部 （別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

・テトラクロロエチレン



【起 点】
 起点は、東区西大寺川口字大勢池425番6の
 最北端とする。

【格子の回転角度】 4.19度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと並
 行して10m間隔で引いた線により形成さ
 れている格子を、起点を中心として、右回
 りに回転させた角度を示す。

凡 例

--- 敷地境界線 N: 北

□ 30 m格子 ○ 起点

□ 単位区画
 (10 m格子)

※ 単位区画の名称は
 右図の通りとする

例 ○ : A-1-5

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

▨ テトラクロロエチレン
 土壤溶出量基準不適合

